

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

5-1.市全域に関する事項

文化財の保存及び活用に関する市全域を対象とした取組の方針は、各々、以下に示す視点から実施する。

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針

浜松市は、平成17年(2005)の12市町村の合併により、岐阜県高山市に次いで全国で2番目に広い1,558.06平方キロメートルという広大な面積をもつ市となった。令和3年(2021)6月現在で国指定文化財が29件、静岡県指定文化財が83件、市指定文化財が325件と多くの文化財を有している。文化財の区分別では、史跡80件、彫刻70件、天然記念物61件の順に多く、無形文化財、伝統的建造物群、文化財の保存技術及び文化的景観については、指定等が無いのが現状である。

文化財は、これまでの長い歴史のなかで多くの人々の努力により守られてきた、かけがえない財産である。文化財は、地域の個性・特性そのものであり、今後もその価値を損なうことなく、後世に継承することは、本市の使命である。

一方で、文化財所有者の高齢化や資金不足、代替わりによる知識・ノウハウの不足、保護意識の希薄化などに起因する、文化財の滅失や散逸が本市においても課題となっている。

このため、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例などの関係法令に基づき、文化財の所有者、管理者に対し、適切な保存や管理について指導、助言を引き続き行っていく。

また、指定文化財のみならず、平成28年(2016)から開始した浜松地域遺産制度(認定文化財制度)を活用した未指定文化財の発掘及び保護意識の高揚に努めるほか、新規指定の可能性を検討していく。

本市では、「浜松市文化財保存活用地域計画」を作成し、令和3年7月16日に国の認定を受けた。この地域計画において文化財の保存と活用に関する方針を定めており、地域計画に基づいた文化財の保存と活用にかかる諸施策を実施していく。

あわせて、個別の文化財の保存活用計画についても、その重要性や緊急性などを勘案しながら順次、策定を進める。

(2)文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理については、所有者や区役所の関係課とも連携しながら、損傷の早期発見に

努める。修理にあたっては、文化財としての価値や歴史の真正性を損なうことのないよう、伝統的な技法と最新の技術を用いることとし、文化庁をはじめ、静岡県文化財課、浜松市文化財保護審議会の指導を仰ぐなど、関係機関、専門家と連携して行うことを基本とする。

特に重要な文化財の修理については、必要に応じて個別の保存活用計画を策定するなど計画的に行う。また、所有者の負担を軽減するため、各種の補助制度を活用し、技術的・財政的支援を行うほか、地域において文化財所有者の相談に応じたり調査研究を実施したりする「文化財保存活用支援団体」（文化財保護法第 193 条の 3）について指定を検討していく。

あわせて、文化財の適切な修理及び整備に欠かせない、文化財行政を担う職員の資質向上、修理技法の知見蓄積、史料調査・研究を進めるほか、クラウドファンディング(インターネットを通じて資金を募る仕組み)など新たな資金調達の可能性を研究するなど持続可能な整備体制の構築を図る。

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、文化財を保存・活用するための施設として、昭和 54 年(1979)に開館した浜松市博物館(中央区蛸塚四丁目)と、平成 29 年(2017)、NHK 大河ドラマ「おんな城主直虎」の放映にあわせ、ドラマの舞台である浜名区引佐町に開館した「浜松市地域遺産センター」がある。

また、博物館の分館として、市民ミュージアム浜北(浜名区貴布祢)、舞阪郷土資料館(中央区舞阪町)、姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館(浜名区細江町)、春野歴史民俗資料館(天竜区春野町)、水窪民俗資料館(天竜区水窪町)が広大な市域に点在している。

浜松市博物館については、近年の観覧者数をみると、年間 48,000 人前後で堅調に推移している。一方で、開館から 40 年を経過した施設の長寿命化、ユニバーサルデザイン化(製品、建物などをあらゆる人が使いやすいようにデザインすること)、資料の収蔵場所の確保などのハード面における課題に対しては、ユニバーサルデザイン改修、施設の再配置や収蔵資料の整理、分類を行う。

また、近年の歴史ブームを背景に、市民の文化財に対する関心や学習意欲が高まっており、博物館に求められる役割も多様化、高度化している。こうした高い要求に答えるべく、収蔵品のデジタルアーカイブ化(文化財などをデジタル情報として記録保存すること)など時代に即した展示・収蔵方法の導入、博物館の調査研究能力、職員の資質向上を図る。

博物館の分館は、平成 17 年(2005)の市町村合併前の 5 つの旧市町村(浜北市、浜名郡舞阪町、引佐郡細江町、周智郡春野町、磐田郡水窪町)が所有していた施設で、市町村合併により浜松市博物館の分館として位置付けられ、今日に至る。

浜名湖及び遠州灘の港町である舞阪町の郷土資料室には海苔養殖の道具が、姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館には、当地で出土した銅鐸(三遠式・近畿式)や藺草(畳)生産の道具が展示されるなど、各館とも旧市町村の歴史、産業など地域の個性を伝える貴重な施設である。

一方で、各館とも建設から20～40年程度が経過し、施設の老朽化が進んでいる状況にあり、地域バランスを考慮した施設の適切な配置、近隣する施設との統合などを検討する。

浜松市地域遺産センターは、展示施設に観光交流拠点としての機能をもたせ、キッズコーナーやVR(バーチャル・リアリティ/仮想現実)体験コーナー、地域の観光情報案内、物品販売などの施設を併設している。メインとなる展示室には、地形模型に映像を投影するプロジェクションマッピングの装置を設けるほか、市内の遺跡からの出土品などを多数展示している。一方、建物は、市町村合併前の旧引佐町役場を改修したもので、昭和57年(1982)の建築から30年以上を経過しているため、博物館や博物館分館とあわせてあり方を検討していく。



図5-1-1 浜松市博物館



図5-1-2 浜松市地域遺産センター

(4)文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財、特に土地に密着した建造物、史跡などの魅力を高めるためには、文化財単体とその周辺環境の保全は不可分の関係にある。このため、本計画の策定を契機として、本市の景観行政及び文化財行政が連携を図り、景観と調和した文化財の保護と安全で快適な見学環境の整備に努める。

(5)文化財の防災に関する方針

浜松市では、「地域防災計画」のなかで、「市は、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体などの諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。また、過去の歴史資料に基づく地震災害史情報を講演会、研究会などによって紹介し、意識啓発を図る。」としている。

本市が所有又は管理団体に指定されている国指定の重要文化財(建造物)・中村家住宅(中央区雄踏町)、同鈴木家住宅(浜名区引佐町)、市指定有形文化財(建造物)・旧舞坂脇本陣(中央区舞阪町)その他の公開施設について、消防用設備の保守点検を適切に行うなど防災に努めるほか、文化財へのいたずらや放火、盗難を防止するため、施錠設備、防犯カメラ・センサーなど防犯設備の充実を図る。国指定の史跡・二俣城跡及び鳥羽山城跡(天竜区二俣町)などの

史跡

においても、自然災害への適切な対策を検討し、非常時に備える。

また、国や県、市の補助制度を活用しながら、寺院などへ消防・防犯設備の設置を促進するほか、重要文化財(建造物)の所有者に対し、「国宝・重要文化財(建造物)の防災対策ガイドライン」を周知し、防災意識の高揚を図る。

耐震対策としては、文化財の保存修理にあわせ、可能な限り、耐震診断と必要に応じて耐震補強工事を行っていく。

(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

国指定の重要文化財(建造物)・中村家住宅、同鈴木家住宅、市指定有形文化財(建造物)・旧舞坂脇本陣など、本市が所有又は管理する文化財の公開に努め、市民が文化財に親しむ機会を提供する。

市は所有者や保存団体に限らず、広く文化財の担い手との協働を進める。文化財を通じた都市部と中山間地域、三遠南信地域(三河、遠江、南信濃)の交流を全市的に支援するほか、研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業など、文化財に関わる個人や団体などとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、既存の各種助成補助制度の活用のほか、新設される助成制度の情報収集による文化財の保存及び活用に係る取組の活性化を図る。なかでも無形民俗文化財の次世代継承に関しては、担い手育成の対象を広域に捉え、学校や地域、文化財関連団体などとの協力を深め、地域総がかりの取組を目指す。

将来の担い手たる子供たちが地域の伝統行事や伝統芸能に触れ、親しむ機会を創出していくと同時に、「浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会」をはじめとする伝統行事・民俗芸能の保存会の活動を活性化し、関係人口の拡大及び継承意欲の維持向上を図るため、イベントの開催など芸能を披露する機会を提供する。

また、市職員が市内の学校、各種団体などに出向いて市の仕事や制度について説明する「出前講座」、各種のシンポジウム、発掘調査の現地説明会などの機会や、マップやWEBサイトなどの媒体活用、多言語対応を通して、文化財の魅力を広く発信していく。近年では、Facebook、TwitterなどのSNSを活用した情報発信にも取り組んでいるところである。

今後は、ドローンやコンピュータ・グラフィックなど先端の技術を活用したイベントなど新たな取組みも検討を進めていく。

(7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、1,065件の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。これらは、地域の歴史を物語

る重要な歴史資料であり、適切な保護が求められる。このため、埋蔵文化財包蔵地の分布図を作成、販売し、啓発を図っている。また、周知の包蔵地において土木工事などを行なおうとする際の届出や、それ以外の場所において遺跡が発見された場合の届出などについて、開発事業者や市の関係各課へ周知徹底するとともに、開発に係る関係者と十分な協議を行い、埋蔵文化財の保護を図る。

(8)文化財の保存・活用に関わる教育委員会の体制と今後の方針

本市の文化財行政は、「浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」により、市長部局である市民部文化財課が教育委員会を補助執行する形で担当している。職員数14人(全て事務職、管理職含む)体制の文化財課では、2つのグループ(係に相当)を設置し、文化財保護グループが文化財の保護や活用に関することを、埋蔵文化財グループが埋蔵文化財に関すること及び「浜松市地域遺産センター」の運営に関することを、それぞれ担う。

文化財課には、「浜松市事務分掌規則」に定める「第2種事業所」として、浜松市博物館を置いている。博物館には、2つのグループを置き、博物館運営グループが博物館の運営に係る事務を、学芸グループは主に調査研究を、それぞれ担当している。

また、文化財保護法及び浜松市文化財保護条例に基づき、浜松市文化財保護審議会(定数10人以内)を置き、文化財課が事務を担う。審議会は、美術史、社会学、考古学、民俗学、樹木の専門分野から各1人、建築、歴史学から各2人の計9人で組織(令和3年(2021)7月時点)し、市教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、委員会に建議する。

(9)文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

広大な本市が有する多様な文化財を保存・活用していくためには、行政機関のみならず、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体との連携及び協力が不可欠である。

本市には、文化財の保存・活用について、観光ガイドの会、無形民俗文化財の保存団体など多様な団体が活動をしている。

このうち、「浜松観光ボランティアガイドの会」は、平成11年(1999)に設立された団体で、浜松城跡(市指定史跡)、犀ヶ崖資料館(犀ヶ崖古戦場として静岡県史跡に指定)、浜松市観光インフォメーションセンター、浜松まつり会館(すべて中央区)にガイドが常駐し、来訪者に観光案内を行う。さらに、企業や学校からの依頼により歴史や文化財に関する講座の開催や校外学習などにも取り組んでいる。新人ガイドの育成にも力を入れ、設立当初82名だった会員が、現在(令和3年(2021)4月時点。以下この項において同じ)では102名を数える静岡県下最大のガイドの会に成長している。

「サンクチュアリ エヌピーオー」は、昭和 61 年(1986)から主に遠州灘海岸(中央区)に生息する野生生物や自然環境の保護に取り組む団体で、平成 2 年(1990)、アカウミガメの文化財指定(「浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地」として市天然記念物指定)に貢献をした。ウミガメの産卵調査や観察会、ウミガメの卵の保護施設の整備などを通じてアカウミガメの保護を進めている。

「遠州山辺の道の会」は、浜名区内に位置する遺跡や社寺などを結ぶ歴史散策ルート「遠州山辺の道」を市民協働により整備、保護、活用することを目的に平成 22 年(2010)に設立された団体である。案内看板の整備、ウォーキングイベントや講演会の開催などを通じて、赤門^{あかもん}上古墳^{うへ}、二本ヶ谷積石塚群^{にほんがやつみいしづかぐん}(以上県指定史跡)、大平城跡^{おひだいらじょうあと}(市指定史跡)など文化財の活用のみならず、地域振興にも大きく貢献している。

「姫まつ倶楽部」は、市指定史跡・姫街道の松並木(中央区)と地域住民との共生を図ることを目的に平成 15 年(2003)に設立された団体で、12 人の有志が松並木の清掃活動など文化財の保存・活用に取り組む。

(公社)静岡県建築士会は、耐震診断、災害時の応急危険度判定など主に建造物の保護について協力を受けている団体である。また、この静岡県建築士会が中核を担う静岡県ヘリテージセンターは、所属するヘリテージマネージャーが平常時から歴史的建造物のリスト化など把握に努め、非常時には行政と連携し、被災状況の把握や被災状況の調査、応急措置などに協力している。

平成 25 年(2013)に設立した「浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会」は、市内の各地に伝承されている無形民俗文化財を継承するため、各種民俗芸能の保存会などがネットワークを構築し、情報交換やプロモーション活動を連携して行う組織で、現在、21 の団体が加入している。加入団体のうち、横尾歌舞伎^{よこお}(静岡県指定無形民俗文化財)の保存会(表 5-1-1 No.7)は、平成 30 年(2018)の「ロシアにおける日本年」の一環として行ったロシア・サハリンでの公演が盛況で、2 日間の上演で延べ 1,200 人を動員した。

また、天竜区水窪町^{みさくぼちょう}に伝わる西浦の田楽^{にしうれ}(重要無形民俗文化財)の保存会(表 5-1-1 No.4)は、平成 31 年(2019)1 月に国立劇場(東京都千代田区)で伝統の田楽能を披露し、盛況のうちに終わった。

遠州大念仏保存会(昭和 5 年(1930)設立/表 5-1-1 No.10)は、遠州大念仏(市指定無形民俗文化財)を継承する団体として、令和元年(2019)の「浜松市教育文化奨励賞」を受賞した。この賞は、文化芸術及び教育の振興を図るとともに、市民などの活動を奨励し、市民意識の高揚に資するために浜松市長が授与するもので、昭和 56 年(1981)から実施しているものである。この受賞は、地域や学校などと連携した後継者育成活動に取り組むことで、貴重な文化財を確実に伝えていることと、多様な年代が参加する地域行事としてコミュニティ活動の活性化に寄与していることが評価されたものである。

こうした一方で、天竜区佐久間町に伝わる浦川歌舞伎の保存会(表 5-1-1 No.19)について

は、人口減少による会員の維持や活動費の面から、平成元年(1989)から続けてきた定期公演が令和元年(2019)を最後に休止となるなど、人口減少、高齢者による会員の維持、技術の伝承、活動費用の工面などの課題に直面している¹。

今後、これらの団体と意見交換を重ねながら官民の連携を深め、課題の解消に努める。

表5-1-1 浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会の加入団体一覧(順不同)

No.	文化財名称(指定区分)	団体名	所在地(事務局等)
1	寺野のひよんどり (国/遠江のひよんどりとおくないとして)	寺野伝承保存会	浜名区引佐町
2	川名のひよんどり (国/遠江のひよんどりとおくないとして)	川名ひよんどり保存会	浜名区引佐町
3	懐山のおくない (国/遠江のひよんどりとおくないとして)	懐山おくない保存会	天竜区懐山
4	西浦の田楽(国)	西浦田楽保存会	天竜区水窪町
5	呉松の大念仏(静岡県)	遠州大念仏呉松組	中央区呉松町
6	滝沢の放歌踊(静岡県)	滝沢放歌踊り保存会	浜名区滝沢町
7	横尾歌舞伎(静岡県)	横尾歌舞伎保存会	浜名区引佐町
8	川合花の舞(静岡県)	川合花の舞保存会	天竜区佐久間町
9	西浦の念仏踊(静岡県)	西浦自治会	天竜区水窪町
10	遠州大念仏(浜松市)	遠州大念仏保存会	浜名区滝沢町
11	妙功庵観音堂の百万遍念仏と念仏講 (浜松市)	妙功庵観音堂の百万遍念仏と 念仏講保存会	浜名区細江町
12	犬居つなん曳(浜松市)	犬居自治会(龍勢社)	天竜区春野町
13	勝坂神楽(浜松市)	勝坂神楽保存会	天竜区春野町
14	滝沢のシシウチ行事	滝沢おくない保存会	浜名区滝沢町
15	今田花の舞	今田花の舞保存会	天竜区佐久間町
16	神沢のおくない	神澤おくない継承同好会	中央区富塚町
17	東久留女木の万歳楽(市認定)	東久留女木地区	浜名区引佐町
18	雄踏歌舞伎「万人講」(市認定)	雄踏歌舞伎保存会「万人講」	中央区雄踏町
19	浦川歌舞伎(市認定)	浦川歌舞伎保存会	天竜区佐久間町
20	息神社の田遊祭(市認定)	田遊祭保存会	中央区雄踏町
21	有玉神社の流鏝馬神事(市認定)	有玉神社	中央区有玉南町

※No.1～3は、併せて「遠江のひよんどりとおくない」として重要無形民俗文化財に指定

¹ 浦川歌舞伎は、浜松市立浦川小学校の児童らが毎年発表の機会を持つよう継続することとなり、保存会メンバーがその指導にあたるという形式で継承されている。

5-2.重点区域に関する事項

前項「5-1.市全域に関する事項」を踏まえ、重点区域における具体の計画を以下に示す視点から整理する。

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

本市の3つの重点区域内には、重要文化財をはじめ多くの文化財が集積する。

重点区域のひとつである「天竜二俣地区」においては、平成30年(2018)に二俣城跡及び鳥羽山城跡(天竜区二俣町)、令和2年(2020)には光明山古墳(天竜区山東)と国指定の史跡が相次いで誕生した。「奥浜名湖地区」には、重要文化財(建造物)である寶林寺仏殿・方丈(浜名区細江町)、方広寺七尊菩薩堂(浜名区引佐町)、同じく名勝の龍潭寺庭園(浜名区引佐町)、静岡県指定名勝の実相寺庭園(浜名区引佐町)など、多くの文化財が集積している。「表浜名湖地区」では、中村家住宅(中央区雄踏町)が重要文化財(建造物)に、舞阪の海苔生産用具が県の有形民俗文化財に、旧舞坂脇本陣(中央区舞阪町)が市の有形文化財(建造物)に指定されるなど、宿場町と漁村の面影を残す。

これらは重点区域の歴史的風致を構成する重要な要素であり、積極的な保存及び活用を図る必要がある。このうち、二俣城跡及び鳥羽山城跡については、令和2年度(2020)に保存活用計画を策定し、同年4月には整備基本計画の策定が端緒についたところである。その後、整備事業に着手する計画である。

光明山古墳については、令和2年(2020)の国の史跡指定を契機とし、本格的な保存・活用を図っていく。その足掛かりとして、令和3年(2021)には史跡中枢部の公有化(土地の買い上げ)を実施した。市民の古墳に対する保存意識を高揚させていくとともに、今後、保存活用計画を策定するなど保護を図っていく計画である。

その他の文化財についても、重要度、緊急度などを勘案しながら、順次、個別の保存活用計画策定を進めていく。

活用の現況として、龍潭寺はNHK大河ドラマ「おんな城主直虎」の主人公・井伊直虎ゆかりの古刹で、昭和11年(1936)に名勝に指定された庭園は、東海一の名園とも称され、多くの参拝者の目を楽しませている。重要文化財(建造物)である中村家住宅では、数年前から地元出身のミュージシャンや地元中学校の吹奏楽部によるジャズコンサートが開催されるなど、ユニークベニュー(文化財、博物館などの特別な会場を会議、イベントなどに活用する取組)としての活用も萌芽がみられる。

【重点区域での事業】

- [天竜二俣地区] 二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用事業
- [天竜二俣地区] 光明山古墳保存活用事業

(2)文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

(1)の保存・活用の項と同じく、文化財の修理(整備)についても、個別の文化財の保存活用計画を策定するなどして、計画的に進めていく。

天竜二俣地区の旧田代家住宅(国の登録有形文化財(建造物))や内山家住宅長屋門(市指定有形文化財(建造物))は、老朽化が著しく、文化財の保存と見学者の安全確保のため耐震調査と修理工事を検討する。

表浜名湖地区の中村家住宅は、茅葺屋根及び塀の老朽化が進行しており、重点区域の核として相応しい修理・修景を行う必要がある。

【重点地区での事業】

- [表浜名湖地区] 中村家住宅保存活用事業
- [天竜二俣地区] 旧田代家住宅保存活用事業
- [天竜二俣地区] 内山家住宅保存活用事業

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、文化財を保存・活用するための施設として、浜松市地域遺産センター(浜名区引佐町)、内山真龍資料館(天竜区大谷)が所在する。

また、重点区域内に博物館の分館として姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館(浜名区細江町)が所在する。

このうち、内山真龍資料館については、平成8年(1996)の開館から20年以上を経過しており、展示収蔵施設を改修する必要がある。

【重点区域での事業】

- [奥浜名湖地区] 浜松市地域遺産センター整備事業
- [天竜二俣地区] 内山真龍資料館活用事業

(4)文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域のうち、奥浜名湖地区から表浜名湖地区にかかる浜名湖(中央区館山寺町～同呉松町、浜名区細江町～同三ヶ日町)が、静岡県の名勝に指定され、本市を代表する景観のひとつとなっている。一方で、近年、浜名湖の文化財指定範囲及びその周辺における太陽光発電設備が急増しており、今後、開発事業者に対して現状変更の許可を受けるよう徹底させながら、景観に配慮した取り組みがされるよう促していく。

奥浜名湖地区は、(1)のとおり多くの建造物や庭園を有する地区である。三岳山など周囲の山並みを借景とした美しい景観は、この地区の重要な構成要素であり、阻害する工作物の

撤去などの方策を検討していく。

天竜二俣地区は、二俣城跡及び鳥羽山城跡周辺については、令和2年(2020)から策定中の二俣城跡及び鳥羽山城跡(国指定の史跡)の整備基本計画のなかに、散策路や休憩スポット、案内板の整備充実など来訪者が快適に見学できるような周辺環境の整備についても盛り込んでいく予定である。

(5)文化財の防災に関する具体的な計画

文化財防火デーでは、例年、中村家住宅(表浜名湖地区)において、消防署、地元自治会、西行政センターなどによる防火訓練を行い、万が一の場合に迅速な避難誘導、初期消火を行うことができるよう取り組んでおり、今後も継続していく。また、重要文化財(建造物)の七尊菩薩堂をはじめ多数の文化財を所有する方広寺(奥浜名湖地区)においても、少なくとも30年以上前から消防訓練が行われており、こうした防災に関する取組みが面的に広がっていくよう消防署との連携を深めていく。

耐震対策としては、龍潭寺の山門(浜名区引佐町)において令和3年(2021)から耐震診断を実施し、必要な耐震対策を行う計画である。

また、重点区域内において本市が所有又は管理する旧舞坂脇本陣・中村家住宅、旧田代家住宅(天竜区二俣町/国の登録有形文化財)においては、機械警備や消防設備の保守点検を適切に実施するほか、近年はAED(自動体外式除細動器)を設置して来場者の安全にも配慮している。二俣城跡及び鳥羽山城跡においては、自然災害による被害等に対して、平常時から危機管理体制を構築しておくとともに、適切な防災措置を講じるための安全管理マニュアルの作成を検討することとしている。

【重点区域での事業】

- [奥浜名湖地区] 龍潭寺山門保存修理事業
- [奥浜名湖地区] 寶林寺仏殿・方丈管理事業
- [天竜二俣地区] 二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用事業
- [天竜二俣地区] 旧田代家住宅保存活用事業

(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に所在する浜松市地域遺産センターを拠点とし、文化財を活用した展示、講演などを開催して文化財保護の普及・啓発を行う。

【重点区域での事業】

- [奥浜名湖地区] 浜松市地域遺産センター整備事業

(7)埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には、多数の埋蔵文化財包蔵地が存在する。例えば、史跡として先述した、二俣城跡及び鳥羽山城跡、さらに光明山古墳も埋蔵文化財としての性格を留めた文化財である。それぞれの保存活用計画にのっとり、必要な場合は発掘調査など必要な措置を検討する。また、地域遺産センターを拠点として、出土品の研究ならびに公開事業をすすめる。井伊氏居館跡などの周知の遺跡はもちろん、いずれの遺跡の調査成果も地域の歴史を際立たせる成果として還元し、重点区域の個性を深める資料として関連付ける。

重点区域の内外を問わず、文化財保護法に基づく届出を徹底する。

【重点区域での事業】

- [奥浜名湖地区] 浜松市地域遺産センター整備事業
- [天竜二俣地区] 二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用事業
- [天竜二俣地区] 光明山古墳保存活用事業

(8)各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域「天竜二俣地区」では、「二俣未来まちづくり協議会」が、フォトコンテストの開催など二俣地域の魅力を再発見する取組みや、天竜区役所との協働による地域活性化を進めており、本市としても、国指定の史跡・二俣城跡及び鳥羽山城跡の保存と活用について意見交換を行っているところである。

同じく「天竜二俣地区」では、平成19年(2007)、二俣を想う有志が集い設立した「二俣みがきの会」が「歴史と川と里山が調和した美しい景観づくり」を目標に、歴史的建造物や路地などの地域資源を巡るガイド標識の企画運営など、二俣のまちの宝物を見つけ、みがき、育てて次の世代に残していこうと活動中である。

また、「天竜ふるさとガイドの会」は、国の史跡・二俣城跡及び鳥羽山城跡を中心に、ふるさとの歴史、文化、自然などを紹介するガイドツアーの企画運営などを行っている。

「奥浜名湖地区」においては、「奥浜名湖観光ガイドの会」が浜名区引佐町、同細江町を中心とする名刹、庭園、遺跡などの文化財を巡るツアーを主催するなど、当地区の魅力を発信している。

浜松市教育委員会の「はままつ人づくりネットワーク」は、さまざまな経験や特技を持つ人材を登録し、各学校の求めに応じて講師として派遣する制度だが、無形民俗文化財の継承者も登録し、学校での講演や体験講座に携わっている。手もみ製茶の体験、しめ縄や藁草履づくり、凧づくりや凧あげなど、文化財課が直接関わらないが広義では文化財に関わる事業も多数メニューにある。市では、特に無形民俗文化財の継承について、教育委員会との連携を深め、次代への担い手育成に努める。

今後、これらの団体の活動を支援し、文化財の保存と活用につなげるとともに、地域の各種団体、学校・教育委員会、企業などとの連携を深め、地域の生業や営みのなかで文化財が活用されるよう提案していく。